

2010年12月24日

全国保険医団体連合会

歯科代表 宇佐美 宏

違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動

推進本部代表 脇本 征男

## 海外委託歯科技工問題についてのご協力をお願い

謹啓

師走の候、消費者の権利の確立と暮らしを守り、向上をめざした消費者運動促進のための貴会の諸活動に敬意を表します。

さてご承知のように、本年2月、TBS テレビで中国技工所に委託した歯科技工物より、わが国では発がん性や呼吸器障害がでるという理由で歯科用材料に使用を禁止されているベリリウム金属が検出されたとの報道を契機に、3月31日の衆議院厚生労働委員会、4月7日の衆議院消費者問題に関する特別委員会など国会でも歯科技工の海外委託問題が取り上げられました。

こうした中で、厚労省は海外技工物の安全性を確保するための第一段階として海外技工物の流通に関するトレーサビリティの確保のための基準づくりを来年3月までに行おうとしています。しかし、一方で歯科医師法、歯科技工士法、薬事法の適用外としたままの海外技工の「トレーサビリティの基準確立」の施策は、事故の再発防止には効果的であっても、事故の未然予防には役立ちません。

安全で良質な歯科技工物の確保には、材料基準は薬事法で、製作等については歯科技工士法によって安全性と質の担保を図っているわが国の歯科技工士制度を維持・充実・発展させ、地域における歯科医師と歯科技工士の連携をさらに強めていくことが重要です。

そのため本会では、厚労省に対して、本会の調査結果（※）でも海外委託増加に拍車をかけていることが明らかにされている「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」（平成17年9月8日 医政歯発第0908001 医政局歯科保健課長通知 「平成17年通知」）とその後の「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」（平成22年3月31日 医政歯発0331第1号 医政局歯科保健課長通知 「平成22年通知」）を撤回し、海外に委託せずとも国内で必要な歯科技工物が確保できるようにすること、②歯科技工物の質と安全性を確保するため、「トレーサビリティの基準確立」施策だけにとどまらず、海外技工についても国内技工同様、材料基準は薬事法に、製作基準等については歯科技工士法に準じた取り扱いとすることを要請しております。

（※）「月刊保団連臨時増刊号 特集海外歯科技工問題」の15p-17pをご参照下さい。

貴会におかれましても、上記の私達の要求にご理解を頂き、下記項目の実現に向けてご尽力賜りますようお願い致します。

## 記

- 1, 「平成17年通知」並びに「平成22年通知」を撤回し、海外に委託せずとも国内で必要な歯科技工物が確保できるようにして下さい。
- 2, 歯科技工物の質と安全性を確保するため、「トレーサビリティの基準確立」施策だけにとどまらず、海外技工についても国内技工同様、材料基準は薬事法に、製作基準等については歯科技工士法に準じた取り扱いとして下さい。
- 3, 安全で良質な歯科技工物を確保するため、医療関係者、有識者、患者・国民、法律家等からなる検討機関を設けて下さい。
- 4, 私達は、上記3項目の実現のためにも、「海外委託歯科技工問題」を消費者運動課題の一環に据えられることを展望して「知っていますか？海外歯科技工問題」シンポジウムを、歯科医師、歯科技工士、歯科医学研究者、法律家、消費者の代表によって9月11日に開き、その内容も収録した「海外歯科技工問題」冊子を3万部発行しました。つきましては、本冊子の普及と海外技工問題の広報や実行ある施策を求める運動について貴会代表にもご参画頂きたく存じます。ご高配賜りますようお願い申し上げます。

謹白